二十二、東海産業不動産部こと小島勇に対する件

昭和四十年(排)第一号

排除命令

東京都豊島区雑司谷二丁目四百四十一番地
東海産業不動産部こと
小島勇

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、東海産業不動産部こと小島勇は、昭和三十九年十一月二十二日から同月二十五日までを受付期間とする住宅用地の取引に関する新聞折込みのビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該住宅用地から国鉄京浜東北線浦和駅までの徒歩による所要時間、(二)当該住宅用地は、浦和市役所の前にあるものではないこと、(三)当該住宅用地は、排水工事が施工済ではないこと、(四)当該住宅用地の購入者に対し、抽せんにより電話を提供する計画はないこと、(五)当該住宅用地の価格は、すべて坪当り二万円以上であること、(六)土地付住宅の分譲は行なつていないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認す

ることができない場合においては、当委員会は、この広告について指示するものとする。

二、同人は、今後、住宅用地の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、または価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同人は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

東海産業不動産部こと小島勇（以下「東海産業」という。）は、肩書地に事務所を置き、宅地建物取引業法に基づき、東京都知事の登録を受けて、宅地建物取引業を営む事業者である。

東海産業は、昭和三十九年十一月二十二日から同月二十五日までを受付期間とする住宅用地の取引について、同月二十二日および二十三日に、ビラ（別添写）約百五十万枚を新聞販売店を通じて毎日新聞、産経新聞および東京新聞に折り込み、東京都新宿区ほか都内十二区および埼玉県におけるこれら新聞の購読者である一般消費者に配布した。

このビラにより、東海産業は、同人が取引しようとする住宅用地は、あたかも、浦和市役所の前にあつて、国鉄京浜東北線浦和駅から徒歩十二分を要し、一級排水工事が施工されており、さらに、当該住宅用地の購入者に対しては、抽せんにより電話六台を提供し、また価格は、坪当り九千円から二万円までであり、さらに、土地付住宅一戸当り六十五万円（五戸）、七十五万円（五戸）のものもあるかのように表示している。

しかるに、当該住宅用地は、埼玉県浦和市中尾字不動谷百六十四番地にあつて、浦和市役所の前ではなく、国鉄京浜東北線浦和駅から徒歩約四十分（約三キロメートル）の距離にあり、排水工事も施工されておらず、さらに、当該住宅用地の購入者に対し、抽せん

により電話六台を提供する計画もない。また、当該住宅用地の価格は、すべて坪当り二万円以上であり、さらに土地付住宅の分譲は行なつていない。

よつて、東海産業は、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であり、かつ、価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、東海産業の行為中、当該住宅用地の内容について、実際のものよりも著しく優良であるかのように表示している点については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号に該当し、価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるかのように表示している点については、同条第二号に該当し、それぞれ同法条の規定に違反する。

昭和四十年一月十二日

公正取引委員会

委員長　渡辺喜久造
委員　石井幸一
委員　佐久間虎雄
委員　菊池淳一
委員　崎谷武男

一般応募受付開始

浦和市役所前団地二期受付

ＬＧ地区 9,000円 10区画（坪価額） （一区画50坪

ＬＢ地区13,000円～15,000円 ＬＥ地区 15,500～20,000円

ＬＧ型５戸65万（土地30坪建坪10坪付） ＨＥ型５戸75万 土地35坪建坪11.5坪付）

※電話６台（ダイヤル）抽選（土地買入者に於いて行うものとする、但し無料

- 埼玉県浦和市中尾字不動谷１６４
- 地目 宅地建築率７割地区
- 電気・水道（市営水道）・排水工事一級工事施工済
- 浦和駅より徒歩12分、 東武バス（１時間 ７本バス停２分
- 契約手付金２万円、印鑑持参下さい。受付後登記の時残金持参
- ３年月賦 支払方法1/3現金、残クレヂット形式（毎月30日払

受付期間 22日 23日 24日 25日 受付所 京浜東北線 浦和駅東口前

現地契約登記事務代行 東海産業不動産部（東海ビル３階）

